

○上越教育大学学校教育実践研究センター運営委員会規程

(平成16年4月1日規程第19号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、上越教育大学学校教育実践研究センター規則(平成16年規則第27号。以下「センター規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、上越教育大学学校教育実践研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校教育実践研究センター(以下「センター」という。)の運営に関する事項
- (2) 教育実習の推進に関する事項
- (3) 臨床的・実践的・開発的研究の推進に関する事項
- (4) 学校及び地域社会との連携・支援に関する事項
- (5) その他学校教育実践研究センター長(以下「センター長」という。)が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター規則第4条第1項第2号に規定する教授、准教授、講師、助教又は助手
- (3) センター規則第4条第1項第3号に規定する兼務教員のうちから学長が指名した者
- (4) センター規則第4条第1項第4号に規定する特任教員
- (5) 各学系から選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。)各1人
- (6) 附属小学校副校長
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第3号、第5号及び第7号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第7号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門部会の設置）

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事務の処理）

第10条 委員会に関する事務は、教育支援課学校実習推進室において処理する。

（細則）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第4号に規定する委員のうち、第一部、第三部及び第五部から選出された委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成17年規程第8号（平成17年3月31日））

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第13号（平成19年3月22日））

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第4号（平成20年3月21日））

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 上越教育大学実技教育研究指導センター運営委員会規程（平成16年規程第23号）は、廃止する。

附 則（平成22年規程第21号（平成22年3月30日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第5号（平成24年3月14日））

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第4号（平成27年3月5日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。